





お知らせします！平成23年度の利用状況

## 情報公開・個人情報保護

平成23年度における市の情報公開制度、個人情報保護制度の利用状況および情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

### 情報公開制度(公文書開示)

『情報公開制度』は、市民の皆さんの知る権利を尊重し、市の諸活動に関する情報を公開することにより、皆さんの市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を推進することを目的としています。

【1】実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位:件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	25	0	15	9	0	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	25	0	15	9	0	0	1	0

\*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

### 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【1】実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 (単位:件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	1	0	0	0	0	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0	0	1	0

\*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

【2】保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。

【3】保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

### 不服申し立て状況

不服申し立ては、ありませんでした。

※開示等請求に対して不開示決定や部分開示決定などがされ、この決定に不服がある場合に不服申し立てをすることができます。

### 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

不服申し立てに基づく情報公開・個人情報保護審査会は、開催されませんでした。

※情報公開・個人情報保護審査会とは、この不服申し立てに対して慎重かつ公正な手続きができるよう学識経験者5人で構成する実施機関の諮問機関です。



公文書の開示または市が保有する市民の皆さんの個人情報(請求者本人の情報に限る)の開示等を請求したい人は、総務課までお問い合わせください。

☎ 総務課 ☎ 055-948-1411

「おかげさまで」見出し行

伊豆の国市役所 秘書広報課

伊豆の国市長 岡 340-1-1

4  
1  
1  
8  
7  
9  
0

4  
4  
8

② の り

②  
の  
り

②  
の  
り